

☎ 0 9 5 0 - 2 2 - 9 1 0 1

市長並びに関係職員が一丸となって安全最優先意識の徹底を図り、お客様に安心してご利用いただける海上輸送サービスを提供します。

・人命最優先の徹底を図る。・関係法令、安全管理規程の遵守。・安全運航の最優先及び継続的改善。

安全に係る情報

船名及びトン数 旅客定員		船名：フェリー大島	トン数：272トン	旅客定員：150人
救命設備	救命胴衣大人用	155 着		
	救命胴衣小人用	15 着 幼児用 4 着		
	救命浮環	4 個		
	膨張式救命浮器	42 名用 4 個		
	救命いかだ	—		
	膨張式救命いかだ	—		
無線設備	携帯電話	NTTドコモ 通信圏内 エリアマップ別紙		
	海上特種無線 国際VHF	有		
	衛星電話	有		
通信緊急手段	携帯電話	NTTドコモ 通信圏内 エリアマップ別紙		
	海上特種無線 国際VHF	有		
	衛星電話	有		
船舶検査受検日		令和5年12月1日		
保険	船客傷害賠償保険	1億円／1人		
	契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日		
航行海域	旅客定期航路	的山港（大島）～田平港～平戸港		
	旅客不定期航路	—		

◎安全性向上への取り組み

本市は、九州運輸局の許可を受けた一般旅客定期航路事業を行っており、運航に際しては九州運輸局に届け出た安全管理規程を遵守し、必要に応じた教育、訓練、機器整備、安全点検を実施しており、安全方針に従い、安心できる海上輸送の提供に努めています。

- ・緊急時、気象海象の急変、安全に係る情報相互交換のため運航管理者や関係課及び関係機関との連携を図っています。
- ・年1回の定期検査をはじめ、定期的な乗組員による整備、発航前点検の徹底を行い、機関、航海計器の保全、作動確認を行っています。
- ・旅客船協会の訓練、研修、船員災害防止協会講習への参加、船内での教育訓練を行い、乗組員へ安全運航への周知徹底を行います。
- ・管理職（船長、機関長）については、航路等の熟知度、実務経験年数等を考慮し、関係課の意見等を市長が判断し、任命します。

◎船舶の運航を可と判断する理由

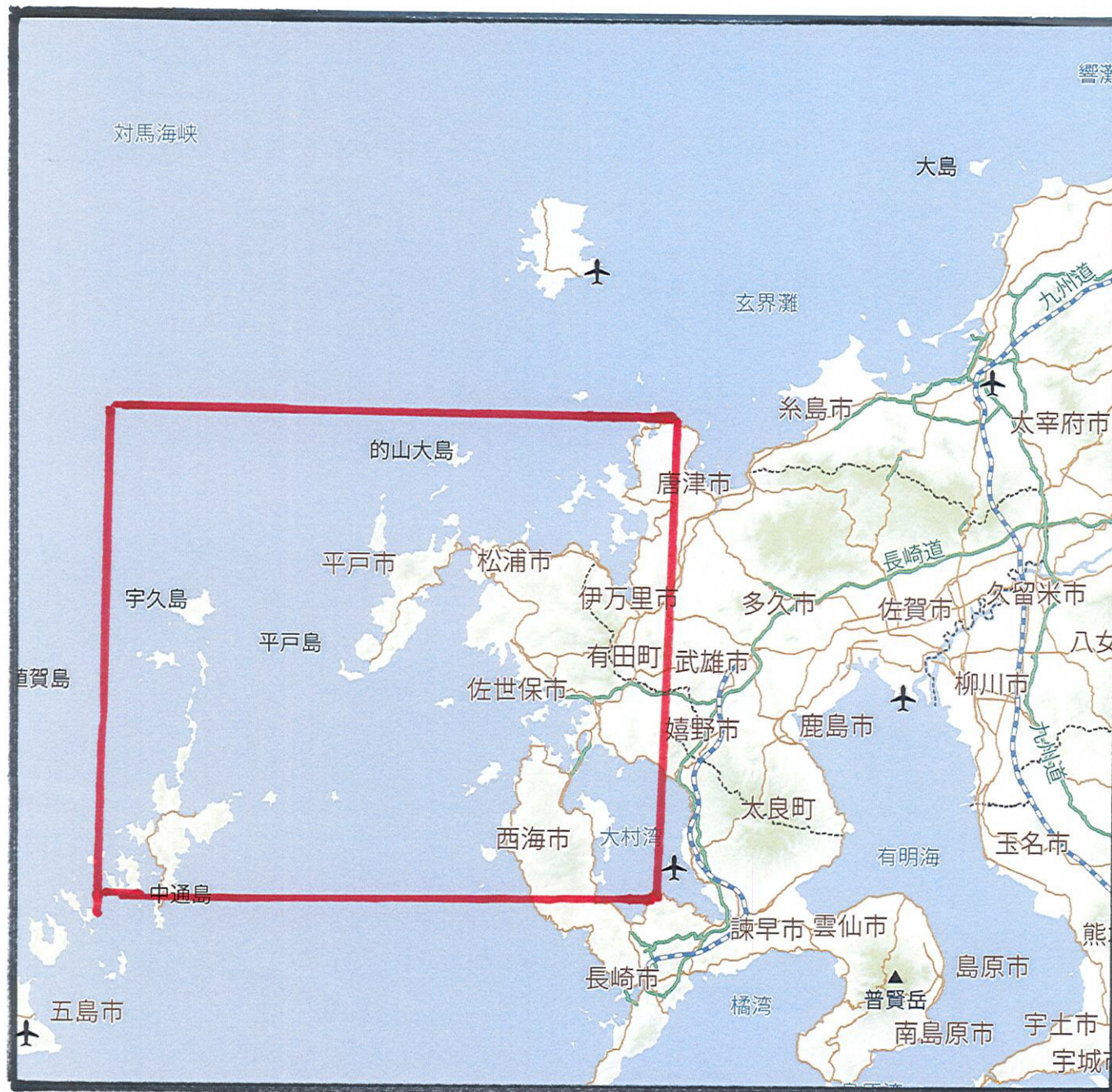
当市の旅客船運航に際しての条件及び対応は、安全管理規程や運航基準、作業基準、事故処理基準で厳しく定めており、気象、海象の状況、今後の航路海域及び周辺海域、目的港の状況、予報等で、当該船長、運航管理者が協議を行い、運航中止基準値の場合や、運航中止基準値に達すると予想される場合及び協議で運航判断に迷う場合は運航を中止します。

- ・気象海象による運航中止基準

港名	風速	波高	視程	備考
的山(大島)港	15m/ s 以上	1 m以上	500m以下	運航中止基準値以下の場合でも、各港の立地条件を考慮し、風向、潮流等の影響がある場合は、運航を中止します。
田平港	15m/ s 以上	1 m以上	500m以下	
平戸港	15m/ s 以上	1 m以上	500m以下	
薄香港	15m/ s 以上	1 m以上	500m以下	

安全統括管理者	・平戸市 総務部長（令和7年4月1日選任）
運航管理者	・平戸市 大島支所 地域振興課 参事（令和6年4月1日選任）
◎救命具の設置場所、使用方法	・船内各所の掲示物でご確認ください。
◎緊急避難通路	・船内各所の掲示物でご確認ください。
◎ホームページURL	https://www.city.hirado.nagasaki.jp/kurashi/life/sumai/koutu/ferry/index.html
◎過去5年間の事故事例	・なし

協会所属船舶航行海域及び携帯電話通信エリア



当協会所属船舶は、携帯電話通信可能エリア内の、左記赤枠海域内の運航を行っています。一部の枠外航行船舶は衛星電話を装備しています。

佐世保旅客船協会

○平戸市営交通船安全管理規程

令和4年3月25日

訓令第7号

改正 令和6年9月19日訓令第17号

(題名改称)

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 市長の責務（第4条—第7条）
- 第3章 安全管理の組織（第8条）
- 第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任及び代行の指名（第9条—第13条）
- 第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制（第14条—第16条）
- 第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限（第17条—第19条）
- 第7章 安全管理規程の変更（第20条）
- 第8章 運航計画及び配乗計画（第21条—第23条）
- 第9章 運航の可否判断（第24条—第28条）
- 第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達（第29条—第31条）
- 第11章 輸送に伴う作業の安全の確保（第32条—第39条）
- 第12章 輸送施設の点検整備（第40条—第42条）
- 第13章 海難その他の事故の処理（第43条—第50条）
- 第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等（第51条—第55条）
- 第15章 雑則（第56条・第57条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、市長が定める明確な安全方針に基づき、平戸市営交通船事業（以下「交通船事業」という。）において安全最優先意識の徹底を図り、職員がこれを徹底して実行すべく、平戸市の使用する旅客船（以下「船舶」という。）の業務（付随する業務を含む。以下同じ。）を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって一丸となって輸送の安全を確保することを目的とする。

（一部改正〔令和6年訓令第17号〕）

（意義）

第2条 この訓令における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 安全マネジメント態勢 市長により、交通船事業において行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態
- (2) 経営トップ 事業者において最高位で指揮し、管理する個人又はグループ
- (3) 安全方針 市長がリーダーシップを発揮して主体的に関与し設定された輸送の安全を確保するための交通船事業全体の意図及び方向性
- (4) 安全重点施策 安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策
- (5) 安全統括管理者 経営トップの中から選出した、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者

- (6) 運航管理者 船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統轄責任者
 - (7) 運航管理補助者 運航管理者の職務を補佐する者
 - (8) 運航管理者代行 運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
 - (9) 陸上作業員 陸上において、旅客又は車両の整理、誘導等の作業に従事する者
 - (10) 船内作業員 船舶上において、旅客又は車両の整理、誘導等の作業に従事する者
 - (11) 運航計画 起終点、寄港地、航行経路、航海速力、運航回数、発着時刻、運航の時期等に関する計画
 - (12) 配船計画 運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の回航及び入渠、予備船の投入等に関する計画
 - (13) 配乗計画 乗組員の編成及びその勤務割りに関する計画
 - (14) 発航 現在の停泊場所を解らんして次の目的港への航海を開始すること。
 - (15) 基準航行 基準経路を基準速力により航行すること。
 - (16) 港内 港則法（昭和23年法律第174号）に定める港の区域内（港則法に定めのない港については港湾法（昭和25年法律第218号）に定める港湾区域内、港則法又は港湾法に定めのない港については社会通念上港として認められる区域内）。ただし、港域が広大であって船舶の運航に影響を与えるおそれのない港域を除く。
 - (17) 入港 港の区域内、港湾区域内等において、狭水路、関門等を通航して防波堤等の内部へ進航すること。
 - (18) 運航 「発航」、「基準経路及び基準速力による航行の継続」又は「入港（着岸）」を行うこと。
 - (19) 反転 目的港への航行の継続を中止し、発航港へ引返すこと。
 - (20) 気象・海象 風速（10分間の平均風速）、視程（目標を認めることができる最大距離。ただし、視程が方向によって異なるときは、その中の最小値をとる。）及び波高（隣り合った波の峰と谷との鉛直距離）
 - (21) 運航基準図 航行経路（起終点、寄港地、針路、変針点等）、標準運航時刻、航海速力、船長が甲板上の指揮をとるべき区間、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面
 - (22) 船舶上 船舶の舷側より内側。ただし、舷てい、歩み板等船舶側から架設されたものがある場合はその先端までを含む。
 - (23) 陸上 船舶上以外の場所。ただし、陸上施設の区域内に限る。
 - (24) 危険物 危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号）第2条に定める危険物
 - (25) 陸上施設 岸壁（防舷設備を含む。）、可動橋、人道橋、旅客待合室、駐車場等船舶係留、旅客及び車両の乗降等の用に供する施設
 - (26) 車両 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第1項に規定する「道路運送車両」
 - (27) 自動車 道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であって、二輪のもの以外のもの。
- (運航基準、作業基準及び事故処理基準)

第3条 この訓令の実施を図るため、平戸市営交通船運航基準（令和4年平戸市訓令第8号。以下「運航基準」という。）、平戸市営交通船作業基準（令和4年平戸市訓令第9号。以下「作業基準」という。）及び平戸市営交通船事故処理基準（令和4年平戸市訓令第12号。以下「事故処理基準」という。）を定める。

2 船舶の運航については、この訓令及び運航基準に定めるところによる。

3 旅客の乗下船、車両の積込み、積付け及び陸揚げ、船舶の離着岸等に係る作業方法、危険物の取扱い、旅客への遵守事項の周知等については、この訓令及び作業基準に定めるところによる。

4 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項については、この訓令及び事故処理基準に定めるところによる。

（一部改正〔令和6年訓令17号〕）

第2章 市長の責務

（市長の主体的関与）

第4条 船舶による輸送の安全確保のため、市長は、次に掲げる事項について主体的に関与し、本市全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。

（1）関係法令及び関係例規の遵守と安全最優先の原則の徹底

（2）安全方針の設定

（3）安全重点施策の策定及び確実な実行

（4）重大な事故等に対する確実な対応

（5）安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること。

（6）安全マネジメント態勢の見直し

（市長の責務）

第5条 市長は、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。

2 市長は、事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。

（安全方針）

第6条 市長は、安全管理にかかわる本市の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、当市内部へ周知する。

2 安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。

（1）関係法令及び関係例規の遵守と安全最優先の原則

（2）安全マネジメント態勢の継続的改善

3 安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、市長の率先垂範により周知を容易かつ効果的に行う。

4 安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

（安全重点施策）

第7条 安全方針に沿って、具体的な施策を実現するため、安全重点施策を策定し実施する。

2 安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。

- 3 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。
- 4 安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

第3章 安全管理の組織

(安全管理の組織)

第8条 この訓令の目的を達成するため、交通船事業において次のとおり安全統括管理者、運航管理者及び運航管理補助者を置く。

- (1) 安全統括管理者 1名
- (2) 運航管理者 1名
- (3) 運航管理補助者 若干人

2 交通船事業において担当する区域は、次のとおりとする。

大島～平戸航路全域

第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任及び代行の指名

(安全統括管理者の選任)

第9条 市長は、経営トップに位置づけられ、海上運送法施行規則（昭和24年運輸省令第49号）第7条の2の2に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

(運航管理者の選任)

第10条 市長は、安全統括管理者の意見を聴いて海上運送法施行規則第7条の2の3に規定された要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

第11条 市長は、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引続き行うことが困難になったとき。
- (3) この訓令に違反することにより、運航管理者がその職務を引続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(運航管理補助者の選任及び解任)

第12条 市長は、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理補助者を選任する。

2 市長は、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理補助者を解任する。

(運航管理者代行の指名)

第13条 運航管理者は、運航管理補助者の中から運航管理者代行を指名しておくものとする。

2 前項の場合において、運航管理者は2人以上の者を順位を付して指名することができる。

第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

(安全統括管理者の勤務体制)

第14条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制にななければならない。

2 安全統括管理者がその職務を行うことができないときは、市長が経営トップの中から指名する者が職務を行うものとする。

(運航管理者の勤務体制)

第15条 運航管理者は、船舶が就航している間は、原則として平戸市役所本庁舎（以下「本庁」という。）又は平戸市役所大島支所（以下「支所」という。）に勤務するものとし、船舶の就航中に職場を離れるときは本庁又は支所の運航管理補助者と常時連絡できる体制にななければならない。

- 2 運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を行うことができないと認めるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に運航管理者と運航管理補助者の連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間運航管理者代行が自動的に運航管理者の職務を行うものとする。

(運航管理補助者の勤務体制)

第16条 運航管理補助者は、当市の使用船舶が就航している間は、原則として本庁又は支所に勤務するものとする。勤務中、やむを得ず職場を離れる等その職務を行うことができないと認めるときは、あらかじめその旨を運航管理者に連絡しなければならない。

第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

(安全統括管理者の職務及び権限)

第17条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。
- (2) 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を市長へ報告し、記録すること。
- (3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を交通船事業内部へ徹底するとともに、この訓令の遵守を確実にすること。

(運航管理者の職務及び権限)

第18条 運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) この訓令の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、この訓令の遵守を確実にしてその実施を図ること。
 - (2) 船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。
 - (3) 運航管理補助者及び陸上作業員を指揮監督すること。
- 2 運航管理者の職務及び権限は、法令に定める船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。

(運航管理補助者の職務)

第19条 運航管理補助者は、運航管理者を補佐するほか、運航管理者がその職務を執行できないときは、第13条第2項の順位に従いその職務を代行するものとする。

第7章 安全管理規程の変更

(安全管理規程の変更)

第20条 安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、組織又は使用船舶の変更、航路の新設又は廃止等、この訓令の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは船長の意見を聴取のうえ、遅滞なく訓令の変更の発

議をしなければならない。

- 2 市長は、前項の発議があつたときは、関係の責任者の意見を参考として訓令の変更を決定する。

第8章 運航計画及び配乗計画

(運航計画の作成及び改定)

第21条 運航計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は使用船舶の性能、使用港の港勢、航路の交通状況及び自然的性質等についてその安全性を検討するものとする。

(配乗計画の作成及び改定)

第22条 配乗計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は法定職員が適正に確保されているか、乗組員が過労になることはないか、航路に精通した船舶職員が乗組むこととなっているか等について、その安全性を検討するものとする。

(運航計画及び配乗計画の臨時変更)

第23条 運航計画又は配乗計画を臨時に変更する必要がある場合は、前2条に準じ運航管理者がその安全性を検討するものとする。

- 2 船舶、陸上施設又は港湾の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、船長及び運航管理者は、協議により運航休止、寄港地変更等の運航計画の臨時変更の措置をとらなければならない。

第9章 運航の可否判断

(運航の可否判断)

第24条 船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。

- 2 船長は、運航中止に係る判断が困難であると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。
- 3 運航管理者は、台風等の荒天時において、船長からの求めがある場合には、第29条各事項の情報提供を行うとともに、必要に応じ、避航や錨泊による運航中止の措置に関する助言等適切な援助に努めるものとする。
- 4 第2項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。
- 5 船長は、運航中止の措置をとったときは、速やかに、その旨を運航管理者に連絡しなければならない。
- 6 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。
- 7 運航中止の措置をとるべき気象・海象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。

(運航管理者の指示)

第25条 運航管理者は、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき又は運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航の中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。

- 2 運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、基準航行の継続又は入港

を促し若しくは指示してはならない。

(市長又は安全統括管理者の指示)

第26条 市長又は安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。

2 市長又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。

3 市長又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が(運航管理者を経由して)あった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

(運航管理者の援助措置)

第27条 運航管理者は、船長から臨時寄港する旨の連絡を受けたときは、当該寄港地における使用岸壁の手配等適切な援助を行うものとする。

(運航の可否判断等の記録)

第28条 運航管理者及び船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録しなければならない。

第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達

(運航管理者の措置)

第29条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、第4号及び第5号については必ず、その他の事項については必要に応じ船長に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 港内事情、航路の自然的性質
- (3) 陸上施設の状況
- (4) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
- (5) 乗船した旅客数及び車両数
- (6) 乗船待ちの旅客数及び車両数
- (7) 船舶の動静
- (8) その他、航行の安全の確保のために必要な事項

(船長の措置)

第30条 船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者に連絡しなければならない。

- (1) 発航前検査(点検)を終え出港する場合又は入港した場合に、出入港時間に遅れを生じたとき。
- (2) 事故処理基準に定める事故が発生した場合
- (3) 運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関、設備等の修理又は整備を必要とする事態が生じた場合

2 船長は、次に掲げる事項の把握に努め、必要に応じ運航管理者に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 航行中の水路の状況

(運航基準図)

第31条 運航管理者は、船長と協議して運航基準図を各航路ごとに作成し、船舶及び本庁

並びに支所に備え付けなければならない。

2 運航基準図に記載すべき事項は運航基準に定めるところによる。

第11章 輸送に伴う作業の安全の確保

(作業体制)

第32条 運航管理者は、委託契約に基づき各港における委託事業者の陸上作業を指揮監督する。この場合、委託事業者の陸上作業員の中から作業指揮者（以下「陸上作業指揮者」という。）を指名させておくものとする。

2 船長は、乗組員の中から船内作業員を指名する。

3 船長は、船内作業員の中から作業指揮者（以下「船内作業指揮者」という。）を指名する。

4 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、それぞれ陸上作業及び船内作業を指揮するとともに、両者緊密な連携の下に輸送の安全の確保に努めなければならない。

5 作業員の具体的配置、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者の所掌、その他の作業体制については作業基準に定めるところによる。

(危険物等の取扱い)

第33条 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところによる。

(旅客の乗下船等)

第34条 旅客の乗船及び下船、車両の積込み、積付け及び陸揚げ並びに船舶の離着岸時の作業については作業基準に定めるところによる。

(車両区域の立入制限)

第35条 船長は、原則として、離岸後着岸するまでの間、次に掲げる自動車の運転者又は監視人以外の旅客が車両区域に立入ることを禁止する措置を講じなければならない。

(1) 危険物積載車

(2) 家畜等積載車（家畜その他の動物の給餌、監視を必要とする場合に限る。）

(3) ミキサー車又は保冷車（車両区域に電源設備がない等の理由でエンジンを作動させることが真にやむを得ない場合に限る。）

(発航前点検)

第36条 船長は、発航前に船舶が航海に支障ないかどうか、その他航海に必要な準備が整っているかどうか等を点検しなければならない。

(船内巡視)

第37条 船長は、別記「船内巡視実施要領」に従い乗組員をして旅客室その他必要と認める場所を巡視させ、法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させなければならない。

2 船内巡視員は、異常を発見したときは船長の指示を受けて所要の措置を講じなければならない。ただし、急を要する場合であって船長の指示を受ける時間的余裕がないときは、適切な措置を講ずるとともに速やかに船長に報告するものとする。

3 船内巡視員は、異常の有無（安全確保上改善を必要とする事項がある場合の当該事項を含む。）を船長に報告し、巡視結果を巡視記録簿に記録するものとする。

(旅客等の遵守すべき事項等の周知)

第38条 運航管理者及び船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、陸上及び船内において旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

(飲酒等の禁止)

第39条 安全統括管理者等は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。

2 乗組員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15ミリグラム以上である間、当直を実施してはならない。

3 船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15ミリグラム以上である間、当直を実施させてはならない。

第12章 輸送施設の点検整備

(船舶検査結果の確認)

第40条 運航管理者は、船舶が法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくものとする。

(船舶の点検整備)

第41条 船長は、船体、機関、諸設備、諸装置等について、点検簿を作成し、それに従って、原則として毎日1回以上点検を実施するものとする。ただし、当日、発航前検査を実施した事項については点検を省略することができる。

2 船長は、前項の点検中、異常を発見したときは、直ちにその概要を運航管理者に報告するとともに、修復整備の措置を講じなければならない。

(陸上施設の点検整備)

第42条 運航管理者は、毎日1回以上、係留施設（浮き桟橋、岸壁、ビット、防舷材等）、乗降用施設（タラップ、歩み板等）、転落防止施設（ハンドレール、チェーン等）等について点検し、異常のある箇所を発見したときは、直ちに修復整備の措置を講じなければならない。この場合、当該施設が港湾管理者その他の者の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知して、その修復整備を求めるものとする。

第13章 海難その他の事故の処理

(事故処理にあたっての基本的態度)

第43条 事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

- (1) 人命の安全の確保を最優先とすること。
- (2) 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること。
- (3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。
- (4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること。
- (5) 陸上従業員は、陸上でとりうるあらゆる措置を講ずること。

(船長のとるべき措置)

第44条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに

運航管理者及び海上保安官署等に連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

- 2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難通信（遭難信号）又は緊急通信を発しなければならない。

（運航管理者のとりべき措置）

第45条 運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、安全統括管理者へ速報しなければならない。

（市長及び安全統括管理者のとりべき措置）

第46条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、市長へ速報しなければならない。

- 2 市長及び安全統括管理者は、事故の状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講じなければならない。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

（事故の処理）

第47条 事故の処理は、事故処理基準に定める事故処理組織により行うものとする。

（通信の優先処理）

第48条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。

（関係官署への報告）

第49条 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局等及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めなければならない。

（事故の原因等の調査）

第50条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発の防止及び事故処理の改善を図るものとする。

第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

（安全教育）

第51条 安全統括管理者及び運航管理者は、運航管理補助者、陸上作業員、乗組員、安全管理に従事する者、内部監査を担当する者に対し、この訓令（運航基準、作業基準及び事故処理基準を含む。）、船員法（昭和22年法律第100号）及び海上衝突予防法（昭和52年法律第62号）等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的の実施し、その周知徹底を図らなければならない。

- 2 運航管理者は、航路の状況及び海難その他の事故及びインシデント（事故等の損害を伴わない危険事象）事例を調査研究し、随時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

（操練）

第52条 船長は、法令に定める操練を行ったときは、その実施状況を運航管理者に報告するものとする。

（訓練）

第53条 安全統括管理者及び運航管理者は、市長の支援を得て関係者とともに年1回以上事故処理に関する訓練を実施しなければならない。訓練は、全所的体制で処理する規模の事故を想定した実践的なものとする。この場合、前条の操練は当該訓練に併せて実施することができる。

(記録)

第54条 運航管理者は、前3条の教育等を行ったときは、その概要を記録簿に記録しておくものとする。

(内部監査及び見直し)

第55条 内部監査を行う者は、市長の支援を得て関係者とともに年1回以上船舶及び陸上施設の状況並びにこの訓令の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行うものとし、船舶の監査は停泊中及び航海中の船舶について行うものとする。さらに、重大事故が発生した場合にはすみやかに実施する。

- 2 内部監査にあたっては、市長は、その重要性を交通船事業を所管する部署に周知徹底する。
- 3 内部監査を行うに際し、安全マネジメント態勢の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向け作業する。
- 4 内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録する。
- 5 内部監査を行う者は、安全統括管理者及び運航管理者等が業務の監査を行うほか、特に陸上側の安全マネジメント態勢については、監査の客観性を確保するため当該部門の業務に従事していない者が監査を行う。

第15章 雑則

(安全管理規程等の備付け等)

第56条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、この訓令（運航基準、作業基準及び事故処理基準を含む。）及び運航基準図を船舶及び本庁並びに支所、その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備え付けなければならない。

- 2 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

(情報伝達)

第57条 安全統括管理者は、パソコン、庁内LAN等を活用した輸送の安全の確保に関する情報データベース化を行うとともに、容易なアクセス手段を用意する。

- 2 輸送の安全に係る運航・整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を、市長への直接上申する手段（目安箱、庁内メール）等を用意する。
- 3 安全統括管理者は、前項の上申又はその他の手段他により安全にかかる意見等の把握に努め、その検討、実現反映状況について交通船事業を所管する部署内へ周知する。
- 4 安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために講じた措置を適宜の方法により外部に公表しなければならない。また、輸送の安全にかかる情報を適時、外部に対して公表する。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和 6 年 9 月 19 日訓令第 17 号）

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別記

船内巡視実施要領

1 平常巡視

甲板員は、出港後乗客の検札を行うとともに船内を一巡する。

2 臨時巡視

甲板員 1 名にて出港後、20 分毎に船内を巡視する。

◎船内巡視者は、次の事項を調査し巡視後異常の有無を船長に報告する。

- (1) 旅客の急病、船酔い、その他健康状態の著しく悪い者はいないか。
- (2) 荷物の積付け及び保存の状態に悪い物はないか。
- (3) 車両の積付けの状態及び積載物の荷崩れ等はないか。
- (4) 船内備品の風浪等により正常な位置より移動又は、流出等はないか。

○平戸市営交通船運航基準

令和4年3月25日

訓令第8号

改正 令和6年3月25日訓令第3号

令和6年9月19日訓令第17号

(題名改称)

(目的)

第1条 この訓令は、平戸市営交通船安全管理規程（令和4年平戸市訓令第7号）に基づき、大島～平戸航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

(一部改正〔令和6年訓令17号〕)

(運航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときには、発航を中止しなければならない。

港名	気象・海象	風速	波高	視程
的山港、平戸港、田平港、薄香港		15メートル／秒以上	1メートル以上	500メートル以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速 20メートル／秒以上	波高 2.5メートル以上
---------------	--------------

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、又は搭載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

風速	波浪	動揺
15メートル／秒以上 (船首尾方向の風を除く。)	波高 2.5メートル以上又は うねり 階級 4以上	横揺れ 5度以上

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

風速 20メートル／秒以上	波高 2.5メートル以上
---------------	--------------

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、視程400メートル以下に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

港名	気象・海象	風速	波高	視程
的山港、平戸港、田平港、薄香港		15メートル／秒以上	1メートル以上	500メートル以下

(運航の可否判断等の記録)

第5条 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を運航の可否判断及び協議書（様式第1号）に記録するものとする。

(航海当直配置等)

第6条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様とする。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狭視界航海当直配置
- (4) 荒天航海当直配置
- (5) 狭水道航行配置

(運航基準図等)

第7条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

2 運航管理者は、前項に規定する事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等（別表第1、別表第2、別表第3、別表第4、別表第5、別表第6）を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻）
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (6) 船長が（副）運航管理者と連絡をとるべき地点
- (7) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (8) その他航行の安全を確保するために必要な事項

3 船長は、基準経路、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第8条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり、常用（第1）基準経路及び常用（第2）基準経路の2航路とする。

2 基準経路の使用基準は、次表のとおりとする。

名称	使用基準
常用（第1）基準経路	周年
常用（第2）基準経路	平戸瀬戸海域の風向が北～北東で風速が15メートル／秒を超えるとき。

3 船長は、常用（第2）基準経路を航行しようとするときは、発航前に運航管理者にその旨連絡しなければならない。

(速力基準等)

第9条 速力基準は、次表のとおりとする。

速力区分	速力	毎分機関回転数
最微速	7.8ノット	430rpm
微速	10.0ノット	504rpm
半速	12.2ノット	635rpm
原速	13.5ノット	727rpm
強速	14.1ノット	773rpm

2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見やすい場所に掲示しなければならない。

3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

(一部改正〔令和6年訓令3号〕)

(連絡方法)

第10条 船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

	区分	連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する本庁及び大島支所	携帯電話
(2)	緊急の場合	本庁、大島支所又は最寄りの港の待合所	携帯電話

(機器点検)

第11条 船長は、入港着岸（棧）前、棧橋手前（防波堤手前）500メートル等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第12条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を運航の基準航路変更協議書（様式第2号）に記録するものとする。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

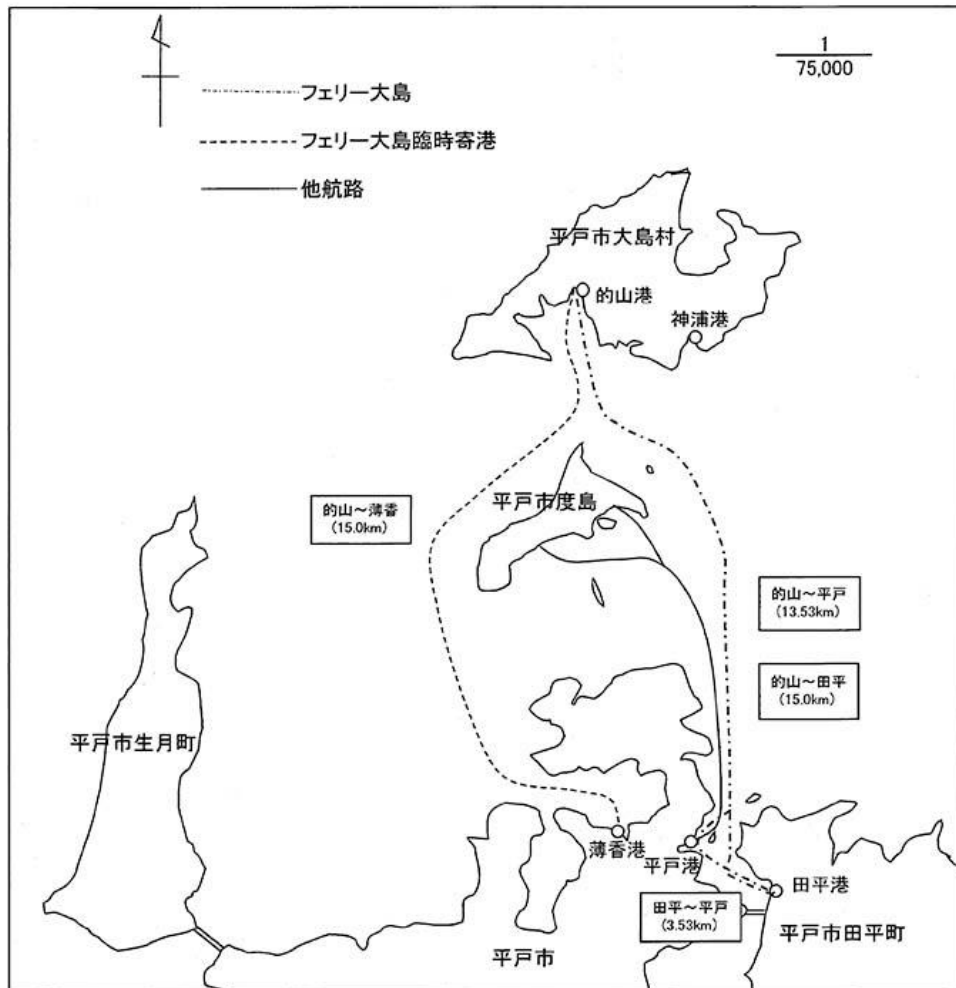
附 則（令和6年3月25日訓令第3号）
この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（令和6年9月19日訓令第17号）
この訓令は、令和7年4月1日から施行する。
別表第1（第7条関係）

フェリー大島航路図

大島～平戸航路

（九州 第2064号）



別表第2(第7条関係)

大 島 ～ 平 戸 航 路 (1 便) 運 航 基 準 別 表										船 名 フェリー大島				
地点 番号	時刻	目標	通過地点		距離	針路		距離		機関回 転数	速力	所要時間		備 考
			方位			TCO	MCO	区間	入港 地ま で			区間	入港 地ま で	
			true	mog										
1	7 : 00	的 山 港			m			マイル	マイル		ノット	分	分	1 船長の直接操船区間 的 山 港、田平港、平戸港出入港 及び平戸瀬戸 但し、狭視界航行時は一等航海 士が操舵を行い、船長は全般指 揮を執る。 2 各港の注意事項 (1) 的 山 港 南風強風時は、速やかに回頭し 風落に十分注意する。 (2) 田平港 魚市岸壁からの出港船に注意す る。 平戸瀬戸通峽船舶の動静把握を 十分に行い、安全に横断する。 (3) 平戸港 ヨット、漁船の出入港に注意す る。 3 その他の注意事項 平戸瀬戸の潮流は、北流・南流 共に5kt強の潮流がある。 二目、広瀬間は大潮で北東風強 風時、波浪が高くなる。
2	7 : 04	高 崎	67	NE3／4N	200	145	SSE	0.44	↑	400～	2～8		↑	
3	7 : 06	お こ 島	55	NE／N1／4N	200	135	SE	0.4		750	13	4		
4	7 : 16	崎瀬鼻LT	264	W	1200	148	SSE	2.1		750	13	10		
5	7 : 32	獅子駒崎LT	266	W	480	174	S	3.5	8.04	750	13	16		
6	7 : 39	牛ヶ首LT	114	SE／1／4E	390	210	SSW	0.3		750	13	2		
7	7 : 41	天 守 閣	262	W	700	183	S	0.6		750	13	3		
8	7 : 45	田 平 港				128	SE1／2E	0.7	↓	750	13			
9	7 : 48	平 戸 港				302	NW1／2W	1.32	1.32	400	2～		12	
5	8 : 00	獅子駒崎LT	266	W	480	36	NE1／4N	1.02	↑	400	2～8		↑	
4	8 : 25	崎瀬鼻LT	264	W	1200	354	N	3.5		750	13	6		
3	8 : 57	お こ 島	55	NE／N1／4N	200	328	NNW	2.1	7.46	750	13	16		
2	8 : 59	高 崎	67	NE3／4N	200	315	NW	0.4		750～	13	10	40	
1	9 : 05	的 山 港				325	NNW	0.44	↓	400	8～2	2	↓	

別表第3(第7条関係)

大 島 ～ 平 戸 航 路 (2～5 便) 運 航 基 準 別 表					船 名 フェリー大島														
地点 番号	時刻	時刻	時刻	時刻	目 標	通過地点		距離	TCO	MCO	針路		距離		機関回 転数	速力	所要時間		備 考
						方位					区間	入港 地ま で	区間	入港 地ま で					
						true	mog												
								m				マイル	マイル		ノット	分	分		
1	9 : 05	11 : 00	13 : 40	16 : 10	的 山 港 高 崎 お こ 島 崎瀬鼻LT								↑	400～	2～8		↑	1 船長の直接操船区間 的 山 港、平戸港出入港及び平 戸瀬戸 但し、狭視界航行時は一等航海士が操舵を行い、船長は全般指揮を執る。 2 各港の注意事項 (1) 的 山 港 南風強風時は、速やかに回頭し風落に十分注意する。 (2) 平戸港 ヨット、漁船の出入港に注意する。 3 その他の注意事項 平戸瀬戸の潮流は、北流・南流共に5kt強の潮流がある。 二目、広瀬間は大潮で北東風強風時、波浪が高くなる。	
2	9 : 20	11 : 20	14 : 00	16 : 30						SSE	0.44		750	13	4				
3	9 : 24	11 : 24	14 : 04	16 : 34		67	NE3/4N	200	145	SE	0.4		750	13	2				
4	9 : 26	11 : 26	14 : 06	16 : 36		55	NE/N1/4N	200	135		0.4								
4	9 : 36	11 : 36	14 : 16	16 : 46	崎瀬鼻LT	264	W	1200	148	SSE	2.1	7.46	750	13	10	40			
5	9 : 52	11 : 52	14 : 32	17 : 02	獅子駒崎LT	266	W	480	174	S	3.5		750	13	16				
9	10 : 00	12 : 00	14 : 40	17 : 10	平 戸 港 獅子駒崎LT 崎瀬鼻LT				216	SW1/4S	1.02	↑	～400	8～2	8	↑			
	10 : 20	13 : 00	15 : 30	17 : 45									↓	400～	2～8		↓		
5	10 : 26	13 : 06	15 : 36	17 : 51		獅子駒崎LT	266	W	480	36	NE1/4N	1.02		750	13	6			
4	10 : 42	13 : 22	15 : 52	18 : 07		崎瀬鼻LT	264	W	1200	354	N	3.5	7.46	750	13	16	40		
3	10 : 52	13 : 32	16 : 02	18 : 17	お こ 島 高 崎 的 山 港	55	NE/N1/4N	200	328	NNW	2.1		750	13	10				3 平戸瀬戸の潮流は、北流・南流共に5kt強の潮流がある。 二目、広瀬間は大潮で北東風強風時、波浪が高くなる。
2	10 : 54	13 : 34	16 : 04	18 : 19		67	NE3/4N	200	315	NW	0.4		750	13	2				
1	11 : 00	13 : 40	16 : 10	18 : 25					325	NNW	0.44	↓	～400	8～2	6	↓			

別表第4（第7条関係）

（一部改正〔令和6年訓令3号〕）

基準速力					
港内			港外		
速力区分	回転数	速力	速力区分	回転数	速力
最微速	430	7.8	微速	504	10.0
微速	504	10.0	半速	635	12.2
半速	635	12.2	原速	727	13.5
原速	727	13.5	強速	773	14.1

別表第5(第7条関係)

大 島 ～ 薄 香 航 路 (1 便) 運 航 基 準 別 表										船 名 フェリー大島				
地点 番号	時刻	目 標	通過地点		距離	針路		距離		機関回 転数	速力	所要時間		備 考
			方位			TCO	MCO	区間	入港 地まで			区間	入港 地まで	
			true	mog										
1	7 : 00	的 山 港			m			マイル	マイル		ノット	分	分	船長直接操船区間その他航行の 安全を確保するために必要な事 項を記入すること。 1 船長の直接操船区間 的の山港、薄香港 2 各港の注意事項 (1) 的の山港 北東風時は、少し強めの速力 で侵入し回頭時の風落を防ぐ。 (2) 薄香港 接岸時、度島フェリーの船尾 が近くなるので十分距離を 保って回頭、接岸する。 3 その他の注意事項 (1) 観音崎⇄長崎鼻間は波浪が 予想以上に高いので注意。 (2) 長崎鼻付近では、突風が吹く ので風落に注意する。
2	7 : 06	曲 り 鼻	323	NW／N1／4N	600	186	S	1	↑	400～ 750	2～10 13	6	↑	
3	7 : 17	観 音 崎	73	ENE	700	212	SSW	2.4	↓	750	13	11	↓	
4	7 : 30	長 崎 鼻	8	N	300	166	SSE	2.9	8.1 ↓	750	13	13	40 ↓	
5	7 : 35	五 貫 島	204	SSW	600	101	ESE	1.2	↓	750	13	5	↓	
6	7 : 40	薄 香 港				150	SSE	0.6	↓	～470	10～2	5	↓	
5	8 : 25	五 貫 島	204	SSW	600	330	NNW	0.6	↑	400～ 750	2～10 13	5	↑	
4	8 : 30	長 崎 鼻	8	N	300	282	WNW	1.2	↓	750	13	5	↓	
3	8 : 35	観 音 崎	73	ENE	700	346	NNW	2.9	↓	750	13	13	↓	
2	8 : 48	曲 り 鼻	323	NW／N1／4N	600	32	NNE	2.4	8.1 ↓	750	13	11	40 ↓	
1	9 : 05	的 山 港				6	N	1	↓	～470	10～2	6	↓	

別表第6(第7条関係)

大 島 ～ 薄 香 航 路 (2～5 便) 運 航 基 準 別 表 船 名 フェリー大島																			
地点 番号	2便 時刻	3便 時刻	4便 時刻	5便 時刻	目標	通過地点		距離	針路		距離		機関回 転数	速力	所要時間		備 考		
						方位			TCO	MCO	区間	入港 地ま で			機間回 転数	速力		区間	入港 地ま で
						true	mog												
1	9 : 20	11 : 20	14 : 00	16 : 30	的 山 港			m			マイル	マイル		ノット	分	分	船長の直接操船区間 的山港、薄香港 2 各港の注意事項 (1) 的山港 北東風時は、少し強めの速力で侵入し 回頭時の風落を防ぐ。 (2) 薄香港 接岸時、度島フェリーの船尾が近く なるので十分距離を保って回頭、接 岸する。 3 その他の注意事項 (1) 観音崎⇄長崎鼻間は波浪が予想以 上に高いので注意。 (2) 長崎鼻付近では、突風が吹くので風 落に注意する。		
2	9 : 26	11 : 26	14 : 06	16 : 36	曲 り 鼻	323	NW／N1／4N	600	186	S	1	↑	400～	2～10		↑			
3	9 : 37	11 : 37	14 : 17	16 : 47	観 音 崎	73	ENE	700	212	SSW	2.4	750	13	6	11	↓			
4	9 : 50	11 : 50	14 : 30	17 : 00	長 崎 鼻	8	N	300	166	SSE	2.9	750	13	13	40	↓			
5	9 : 55	11 : 55	14 : 35	17 : 05	五 貫 島	204	SSW	600	101	ESE	1.2	750	13	5		↓			
6	10 : 00	12 : 00	14 : 40	17 : 10	薄 香 港			150	SSE	0.6	↓	～470	10～2	5	↓	↓			
5	10 : 20	13 : 00	15 : 30	17 : 45								↑	400～	2～10		↑			
5	10 : 25	13 : 05	15 : 35	17 : 50	五 貫 島	204	SSW	600	330	NNW	0.6	750	13	5		↓			
4	10 : 30	13 : 10	15 : 40	17 : 55	長 崎 鼻	8	N	300	282	WNW	1.2	750	13	5		↓			
3	10 : 43	13 : 23	15 : 53	18 : 08	観 音 崎	73	ENE	700	346	NNW	2.9	750	13	13	40	↓			
2	10 : 54	13 : 34	16 : 04	18 : 19	曲 り 鼻	323	NW／N1／4N	600	32	NNE	2.4	750	13	11		↓			
1	11 : 00	13 : 40	16 : 10	18 : 25	的 山 港				6	N	1	↓	～470	10～2	6	↓			

様式第1号（第5条関係）

運 航 の 可 否 判 断 及 び 協 議 書

年 月 日	安全統括 管 理 者	運 管 理 者	運 航 管 理 者 補 助 者	船 長	便 名	運 航 の 可 否	判断理由

様式第2号（第12条関係）

運 航 の 基 準 航 路 変 更 協 議 書							
年 月 日	安全統括 管 理 者	運 航 者 管 理 者	運 航 管 理 者 補 助 者	船 長	便 名	変 更 の 可 否	基準航路変更の判断理由

○平戸市営交通船作業基準

令和4年3月25日

訓令第9号

改正 令和6年9月19日訓令第17号

(題名改称)

目次

第1章 目的 (第1条)

第2章 作業体制 (第2条—第4条)

第3章 危険物等の取扱い (第5条)

第4章 乗下船作業 (第6条—第20条)

第5章 旅客の遵守事項等の周知 (第21条—第23条)

附則

第1章 目的

(目的)

第1条 この訓令は、平戸市営交通船安全管理規程（令和4年平戸市訓令第7号）に基づき、大島—平戸航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

（一部改正〔令和6年訓令17号〕）

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 陸上作業員及び船内作業員の配置は、次の区分による。

(1) 陸上作業

ア 乗下船する車両の誘導 車両誘導係（1人）（旅客係兼務）

イ 乗下船する旅客の誘導 旅客誘導係（1人）

ウ 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し 綱取係（1人）

エ 乗船待機中の車両の整理 駐車場整理係（1人）（綱取係兼務）

(2) 船内作業

ア 乗下船する車両の誘導 車両誘導係（1人）

イ 乗下船する旅客の誘導 旅客誘導係（1人）

ウ 固縛装置の取付、取りはずし 固縛係（3人）（内2名は、車両係及び旅客係兼務）

2 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、作業現場にあつては、腕章等の所定の標識をつけ、その所在を明確にしておくものとする。

(陸上作業員の所掌)

第3条 陸上作業員は、運航管理者又は運航管理補助者の命を受け、陸上における次の作業を実施する。

(1) 乗船待機中の旅客及び車両の整理

(2) 乗下船する旅客及び車両の誘導

(3) 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し並びに旅客及び車両乗降用施設等の操作

(4) その他旅客及び車両の乗下船に関する作業

(船内作業員の所掌)

第4条 船内作業員は、船長の命を受け、船舶上における次の作業を行う。

- (1) 旅客及び車両の乗下船時の誘導並びに車両の積付け
- (2) 船舶の離着岸時における旅客及び車両乗降用施設の操作
- (3) その他旅客及び車両の乗下船に関する作業

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第5条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号）等関係法令の定めるところにより行うものとする。

- 2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。ただし、原則として船室に持ち込むことは拒絶しなければならない。
- 3 陸上作業員又は船内作業員は、旅客の手荷物及び小荷物、車両の積載貨物その他の物品が前2項の危険物等に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて運送申込人の立会いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。
- 4 船長及び陸上作業員は前3項の措置を講じたときは、その状況を運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船待ちの旅客及び車両の整理)

第6条 駐車場整理係員は、乗船待ちの旅客等が船舶の離着岸作業、車両乗降用施設等の操作又は乗下船する車両により危害を受けないよう、待合所等所定の場所に整理し待機させる等安全の確保に努める。

- 2 駐車場整理係員は、乗船待ちの車両をトラック、乗用車等に区分し、下船する旅客及び車両の通行に支障とならないよう所定の場所に駐車させる。
- 3 駐車場整理係員は、駐車中の車両を点検し、燃料漏れの車両があるときは陸上作業員に報告してその指示を受け、乗船までに修理させ又は乗船を拒否するものとする。
- 4 駐車場整理係員は、貨物積載車両を点検し、積付け又は固縛の状況が不良と認められるものについては、陸上作業員に報告してその指示を受け、当該車両の運転者に積付けの是正又は再固縛若しくは増固縛を行わせる。点検に際しては重量貨物又は嵩高貨物積載車については特に留意する。
- 5 陸上作業員は、車両への積載貨物の重量又は形状が大であるため、船内における積込み場所を特定し又は船内において再固縛を施す等考慮する必要があると認められるときは、その旨を船内作業員に連絡する。

(乗船準備作業)

第7条 陸上作業員及び船内作業員は、旅客の乗船及び車両の積込み作業に関し十分な打合せを行う。原則として、旅客については離岸10分前、車両については離岸5分前から乗船作業を開始する。

- 2 乗船作業開始時刻になったときは、陸上作業員及び船内作業員は、それぞれの作業員を配置して乗船通路を設置する。
- 3 船内作業員は、乗船通路が確実に設置されていることを確認した後、陸上作業員及び船内作業員に乗船開始の合図をする。

(旅客の乗船)

第8条 陸上作業員は、船内作業員の乗船開始の合図を受けた後、車両の積込みに先立って陸上の旅客係員に旅客の乗船を開始するよう指示する。

2 陸上の旅客係員は、旅客を乗船口に誘導する。

3 船内の旅客係員は、旅客を乗船口から船内へ誘導する。

4 陸上作業員及び船内作業員は、乗船旅客数（無料幼児を含む。）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認する。

(車両の積込み)

第9条 陸上作業員は、船内作業員の積込み開始の合図を受けた後、陸上の車両誘導係員に車両の積込みを開始するよう指示する。

2 陸上の車両誘導係員は、車両をランプウェイの先端まで誘導し船内の車両誘導係員に車両の誘導を引継ぐ。この場合、乗車人に対し禁煙及びサイドブレーキの掛け忘れ防止を指示する。

3 船内の車両誘導係員は、陸上の車両誘導係員から引継ぎを受けた車両をその積付け位置まで誘導する。この場合、既に車両を離れ、客室に移動しつつある乗車人（以下「航送旅客」という。）の安全に十分注意しなければならない。

4 船内の車両誘導係員は、航送旅客を客室の通路へ安全に誘導する。

(自動車の積付け等)

第10条 自動車の積付けは、次のとおりとする。

(1) 自動車の負担重量を平均するよう搭載すること。

(2) 自動車列の両側に幅60センチメートル以上の通路を船首尾方向に設けること。

(3) 船首尾両端を除き、横方向に幅1メートル以上の通路を1条以上設けること。

2 船内車両誘導係員は、車両の積付けの際次の措置を講ずる。

(1) 運転者に対して、エンジンを止め、灯火装置、ラジオ等電路系統のすべてのスイッチを切り、サイドブレーキを引くように明確に指示し、これらを確認した後下車させ、車両区域にとどまらないよう指示すること。

(2) 前号の規定にかかわらず、危険物積載車の運転者に対して運航管理者又は船長の指示を受けて必要に応じ車内にとどまるよう指示すること。また、ミキサー車、保冷車又は家畜等積載車で、航海中、作業のため車両区域に立入ることの申出があった場合で、真にやむを得ないと認めるときは必要な範囲内でその作業を認めるものとする。

(車止め及び固縛装置取付作業)

第11条 固縛係員は、すべての自動車について車止めを施す。

2 船長は、航行中に気象・海象が次表の左欄の条件に達するおそれがあると認めるときは、船内作業員に対し、右欄の車両について車止めの増強、固縛装置の取付け、オーバーラッシングの実施等を指示する。

	気象・海象	車種
(1)	船首方向からの風速6メートル／秒以上又は船横方向からの風速5メートル／秒以上	トラック、特殊自動車等の大型自動車及び危険物積載車
(2)	船首方向からの風速7メートル／秒以上又は船横	全車両

方向からの風速 6メートル/秒以上

3 船内作業員は、前2項の作業終了後、作業が完全に行われたことを確認する。

(離岸準備作業)

第12条 陸上作業員は、旅客の乗船及び搭載予定車両の積込みが終了したときは車両誘導係員を指揮して、直ちに各入口に遮断索を張って通行を禁止し、船内作業員にその旨を連絡する。

2 船長は、陸上作業員と連絡をとり船内作業員を指揮してランプウェイを収納する。

3 船長は、車両の積込みが終了したときは、作業員を指揮して航送旅客（第10条に定める危険物積載車、ミキサー車、保冷車又は家畜等積載車の運転者又は監視人を除く。）が車両区域内に残留していないことを確認した後、客室と車両区域間の通路又は昇降口を遮断する。

4 船内の旅客係員は、第1項の連絡を受けたときは直ちに舷門を閉鎖する。

5 船内作業員は、前各項の作業が終了したときは、次に掲げる事項を速やかに船長に報告する。

(1) 乗船旅客数及び搭載車両数

(2) 第10条第2項第2号の措置をした場合は、その状況（車種、人員等）

(離岸作業)

第13条 陸上作業員は、離岸作業完了後、適切な時期に出港を放送させる（発航の合図をさせる。）とともに見送人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、岸壁上の状況が離岸に支障ないことを確認して、その旨を船内作業員に連絡し、綱取係員を所定の位置に配置する。

2 陸上作業員は、船長の指示により綱取係員を指揮して迅速、確実に係留索を放す。

(着岸作業)

第14条 陸上作業員は、船舶の着岸時刻5分前までに綱取りその他の作業に必要な作業員を配置する。

2 陸上作業員は、綱取係員を指揮して迅速、確実に綱取作業を実施する。この場合、陸上作業員は、作業員が係留索の急緊張等により危害を受けることのないよう十分注意する。

3 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。

4 船内作業員は、船内の旅客誘導係員を指揮して、船内放送等により着岸時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ着席や手すりへの握まりを指示する。

(係留中の保安)

第15条 船長及び運航管理者又は運航管理補助者は、係留中、旅客及び車両の安全に支障のないよう係留方法、ランプウェイの保安に十分留意する。

(下船準備作業)

第16条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認した後、船内作業員に下船のために必要な作業の開始を指示する。

2 船内作業員は、前項の指示を受けたときは、車両区域の出入口を開放し、陸上作業員と緊密な連携のもとにランプウェイを架設し、舷門を開放する。

3 船長は、ランプウェイの架設完了を確認した後、固縛係員を指揮して車両の車止めを

取りはずす。

(旅客の下船)

第17条 船内の旅客係員は、船長の指揮を受け旅客の通路の設置を確認した後、旅客を誘導して下船させる。

(車両の陸揚げ)

第18条 船長は、船内の旅客係員を指揮して航送旅客の乗車に先立ち船内放送等により次の事項を周知する。

(1) 運転者は、係員の指示に従ってエンジンを始動すること。

(2) 航送旅客は、車両甲板では禁煙を厳守すること。

2 船長は、着岸後、船内車両誘導係員を指揮して航送旅客を乗車させる。

3 陸上作業員は、ランプウェイ及びその付近の状況に異常のないことを確認した後、通行止めをとき、船内作業員に陸揚げの合図をする。

4 船内作業員は、前項の合図を受けたときは、船内における車両の陸揚げ準備が完了していることを確認した後、船内車両誘導係員に車両の陸揚げを開始させる。

5 船内車両誘導係員は、車両をランプウェイ上に停止させることのないように誘導する。

6 陸上作業員は、車両の陸揚げに際しては、ランプウェイ及びその付近並びに陸上構内における車両通行の安全の確保に当たる。

(下船の終了)

第19条 旅客の下船及び車両の陸揚げが完了したときは、陸上作業員と船内作業員は相互に連絡をとり通路を遮断する。

2 陸上作業員及び船内作業員は、旅客及び車両の下船が完了したときは、その旨及び異常の有無を、船長に報告する。

(車両の積込み等の中止)

第20条 船内作業員及び陸上作業員は、気象・海象の変化その他の理由により、車両の積込み又は陸揚げが危険な状態になったと認めるときは、作業を中断し船長にその旨通報する。

2 船長は、前項の通報を受けたときは、作業現場の状況を確認し、運航管理者又は運航管理補助者と協議して作業を中止するかどうかを決定する。

3 船長は、作業の中止又は継続を決定したときは、直ちに船内作業員及び陸上作業員にその旨を指示する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第21条 運航管理者は、発着場等の見やすい場所に、乗船待ちの旅客に対して、次の事項を掲示しなければならない。

(1) 旅客及び車両は、乗下船時、係員の誘導に従うこと。

(2) 車両は、乗下船時、徐行すること。

(3) 車両は、乗下船時、乗降中の他の車両の前に割込まないこと。

(4) 車両甲板における喫煙その他火気の取扱いは禁止されていること。

(5) 車両甲板は、航行中、立入りが禁止されること。

(6) 車両甲板で下車する際は、必ずエンジンを止め、サイドブレーキを引き、すべての

スイッチを切り、施錠しておくこと。

(7) 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。

(8) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第22条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

(1) 旅客の禁止事項

(2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法

(3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）

(4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報

(5) 高速航行中におけるシートベルトの着用

(6) その他旅客が遵守すべき事項

ア 下船及び非常の際には、係員の指示に従うこと。

イ 航海中、許可なく車両区域に立入らないこと。

ウ 下船の際は、係員の指示に従って車両区域に入ること。

第23条 船長は、旅客に対し救命胴衣の着用について次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 暴露甲板に乗船している者へ、努めて救命胴衣を着用するよう指導すること。

(2) 12歳未満の児童には、船室内にいる場合を除き、常時、救命胴衣を着用させること。

(3) 気象、海象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月19日訓令第17号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

○平戸市営交通船事故処理基準

令和4年3月25日

訓令第12号

改正 令和6年3月25日訓令第2号

令和6年3月29日訓令第12号

令和6年9月19日訓令第17号

(題名改称)

令和7年3月31日訓令第10号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 事故等発生時の通報（第4条・第5条）

第3章 事故の処理等（第6条—第10条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、平戸市営交通船安全管理規程（令和4年平戸市訓令第7号。以下「安全管理規程」という。）に基づき、本市の運航中の船舶に係る事故等の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故等処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(一部改正〔令和6年訓令第17号〕)

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 事故 平戸市営交通船の運航中の船舶に係る次のアからエまでに掲げる事象をいう。

ア 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故（以下「人身事故」という。）

イ 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故

ウ 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害

エ 強取（乗っ取り）、殺人、傷害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害

(2) 事故等 事故及び前号アからウまでに掲げる事故に至るおそれの大きかった事態（以下「インシデント」という。）をいう。

(一部改正〔令和6年訓令第17号〕)

(軽微な事故への準用)

第3条 この訓令は、必要に応じ、前条に定める事故以外の本市の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

第2章 事故等発生時の通報

(非常連絡)

第4条 船長は、事故の状況を運航管理者に報告する場合は速報を旨とし、判明したもの

から逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

- 2 船長の海上保安官署等への連絡は、初動時は「118番」によるものとし、以後は別表第1「非常連絡表」により最寄りの海上保安官署等に行うものとする。
- 3 運航管理者は事故が発生したときは、速やかに、事故の状況について判明したものから逐次電話（ファクシミリを含む。）又は口頭で運輸局等に報告するものとする。
- 4 インシデントが発生したときは、被害発生にまで及ばないことを見極めた上、後日資料化するものとするが、同種事案が再発する可能性が高い場合は、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。非常連絡事項を記載した別記様式を船舶及び事務所に備え置くものとする。
- 5 非常連絡は、別表第1によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で、運輸局等及び海上保安部等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。
(一部改正〔令和6年訓令2号〕)

(非常連絡事項)

第5条 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

(1) 全事故等に共通する事項

- ア 船名
- イ 日時
- ウ 場所
- エ 事故等の種類
- オ 死傷者の有無
- カ 救助の要否
- キ 当時の気象・海象

(2) 事故等の態様による事項については、別表第2のとおりとする。

第3章 事故の処理等

(船長のとるべき措置)

第6条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体、車両の保全のために船長が講ずべき必要な措置は、おおむね次のとおりとする。

(1) 海難事故の場合

- ア 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- イ 人身事故に対する早急な救護
- ウ 連絡方法の確立（船内及び船外）
- エ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- オ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

(2) 不法事件の場合

- ア 被害者に対する早急な救護
- イ 不法行為者の隔離又は監視
- ウ 連絡方法の確立（船内及び船外）
- エ 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- オ 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得
(運航管理者のとるべき措置)

第7条 運航管理者は、通常連絡、入港連絡等の船長からの連絡が異常に遅延している場合又は連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

2 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安官署等に連絡するとともに第4条（非常連絡）に従って関係者に通報しなければならない。

3 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに運航管理者がとるべき必要な措置は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
 - (2) 海上保安官署への救助要請
 - (3) 行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索船又は救助船等の手配
 - (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
 - (5) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
 - (6) 医師、病院、宿舍の手配等の旅客の救護のための措置
 - (7) 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知
- (事故処理組織)

第8条 事故処理の組織、編成及び職務は、別表第3のとおりとする。

(医療救護の連絡等)

第9条 船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請することとし、不在の場合は別表第1「非常連絡表」により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

(一部改正〔令和6年訓令第2号〕)

(現場の保存)

第10条 船長及び運航管理者は、事故の処理後関係海上保安官署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月25日訓令第2号)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日訓令第12号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

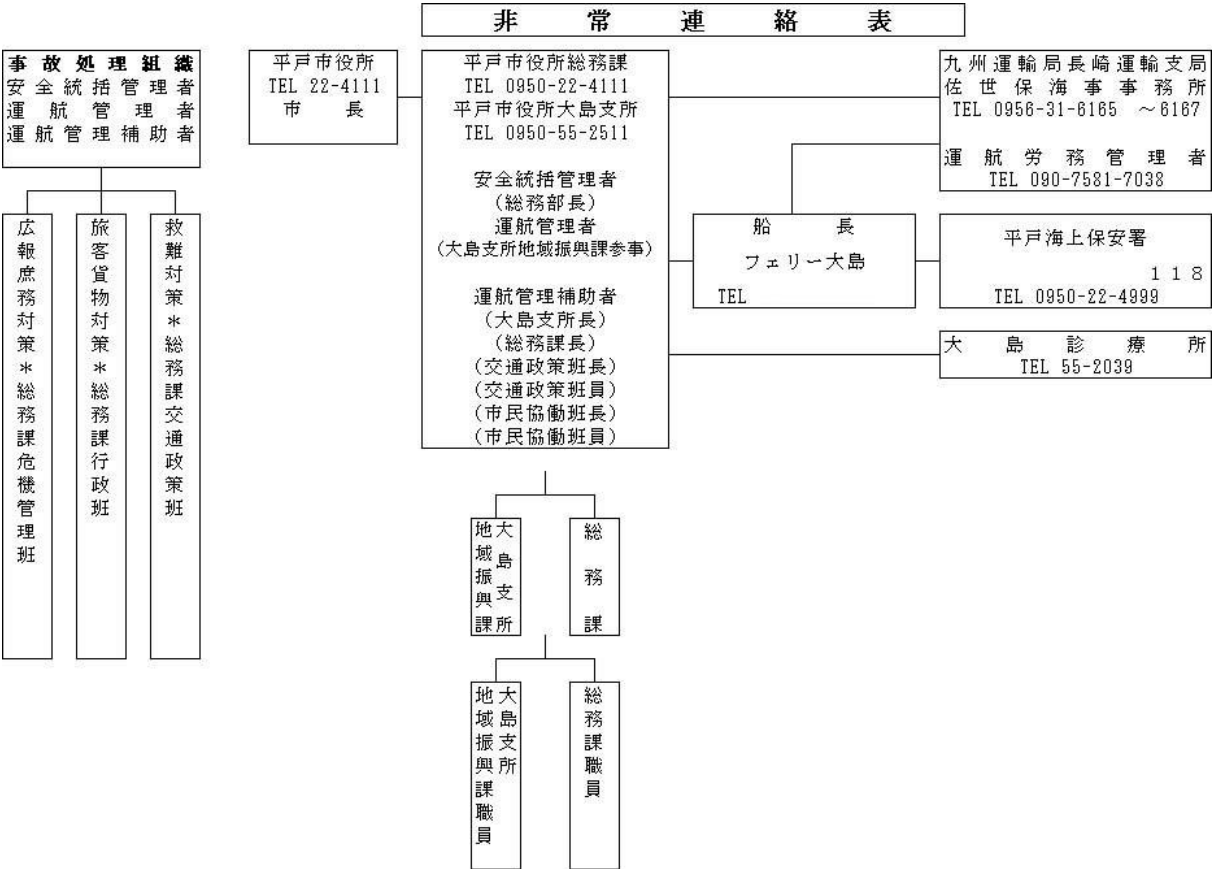
附 則 (令和6年9月19日訓令第17号)

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日訓令第10号)

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条、第9条関係）
（全部改正〔令和7年訓令10号〕）



別表第2（第5条関係）

	事故等の種類	連絡事項
1	衝突	(1) 衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況） (2) 船体、機器、車両の損傷状況 (3) 浸水の有無（あるときは4浸水の項） (4) 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置） (5) 自力航行の可否 (6) 相手船の船種、船名、総トン数、（用）船主・船長名（できれば住所、連絡先） —船舶衝突の場合 (7) 相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等） —船舶衝突の場合
2	乗揚げ	(1) 乗揚げの状況（乗揚げ時の針路、速力、海底との接触個所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等） (2) 船体周囲の水深、底質及び付近の状況 (3) 潮汐の状況、船体に及ぼす風潮及び波浪の影響 (4) 船体、機器、車両の損傷状況

		(5) 浸水の有無（あるときは4 浸水の項） (6) 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 (7) 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）
3	火災	(1) 出火場所及び火災の状況 (2) 出火原因 (3) 船体、機器、車両の損傷状況 (4) 消火作業の状況 (5) 消火の見通し
4	浸水	(1) 浸水個所及び浸水の原因 (2) 浸水量及びその増減の程度 (3) 船体、機器、車両の損傷状況 (4) 浸水防止作業の状況 (5) 船体に及ぼす風浪の影響 (6) 浸水防止の見通し (7) 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）
5	強取、殺人傷害、 暴行等の不法行為	(1) 事件の種類 (2) 事件発生の端緒及び経緯 (3) 被害者の氏名、被害状況等 (4) 被疑者の人数、氏名等 (5) 被疑者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等 (6) 措置状況
6	人身事故（行方不明を除く）	(1) 事故の発生状況 (2) 死傷者数又は疾病者数 (3) 発生原因 (4) 負傷又は疾病の程度 (5) 応急手当の状況 (6) 緊急下船の必要の有無
7	旅客、乗組員等の 行方不明	(1) 行方不明が判明した日時及び場所 (2) 行方不明の日時、場所及び理由（推定） (3) 行方不明者の氏名等 (4) 行方不明者の遺留品等
8	その他の事故	(1) 事故の状況 (2) 事故の原因 (3) 措置状況
9	インシデント	(1) インシデントの状況 (2) インシデントの原因 (3) 措置状況

別表第3（第8条関係）

事故処理組織表

	職務
副市長	総指揮
安全統括管理者 運航管理者 総務部長	総指揮補佐又は総指揮
救難対策班 班長 総務課交通政策班長 班員 総務課交通政策班員、大島 支所地域振興課市民協働班員	事故の実態の把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実施、その他救難に必要な事項に関すること。
旅客貨物対策班 班長 総務課行政班長 班員 総務課行政班員	旅客及び被災者の把握、被災者の救護、欠航便の旅客処理その他旅客（車両）対策に関すること。
広報庶務対策班 班長 総務課危機管理班長 班員 総務課危機管理班員、大島 支所地域振興課員	被災者の近親者への連絡及び世話、報道関係者の応対（発表を除く。）、救援関係物資の調達・補給、その他庶務に関すること。